

施設基準の届出

厚生労働大臣が定める掲示事項
関東信越厚生局長への届出事項

- 1、回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- 2、脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- 3、運動器リハビリテーション料（I）
- 4、入院時食事療養（I）および入院時生活療養（I）
- 5、CT撮影(16列以上)及びMRI撮影(1.5テスラ以上)
- 6、データ提出加算 1
- 7、認知症ケア加算3
- 8、酸素の購入価格の届出
- 9、外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 10、入院ベースアップ評価料49

多摩丘陵リハビリテーション病院